

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

令和5年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		28年	29年	平成30年～ 令和2年	3年	4年	5年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	1	0	0	1	0	
	新規申立	1	0	0	1	0	0	
	計	1	1	0	1	1	0	
	申立人	組合	1					
		個人				1		
		組合・個人						
	新規申立	該当号	1					
			2	1				
			3					
			4					
			1・2					
			1・3				1	
			1・4					
			2・3					
2・4								
1・2・3								
1・2・4								
終 結 状 況	取下和解	和解以外の取下						
		和解	関与		1		1	
			無関与					
	計		1			1		
	移送							
	命令・決定	全部救済						
		一部救済						
		棄却						
		却下						
	計							
終結計		1			1			
次年へ繰越	1	0	0	1	0	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区 分	25年～28年	29年	平成30年～ 令和3年	4年	5年
100日未満					
100～299日		1			
300～499日				1	
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					